



2024年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア
代表者名 代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸
(コード：3773)
問合せ先 常務取締役経営推進本部長 立松 克己
(TEL. 03-5958-1031)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第27回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社グループは、「HCI (Human Communication Integration) の実現」をビジョンに掲げ、人がコンピュータや AI に自然に意思を伝えられる「ソフトコミュニケーションの時代」を拓くべく、有用な最先端技術を広く社会へ普及させ、その実用化を通して新しい価値観、文化の創造を目指しております。

昨今 ChatGPT など生成 AI のビジネスへの貢献に対する期待が澎湃と高まっておりますが、そのような中、監査等委員会設置会社へ移行することで、監査等委員である取締役が取締役会で議決権を有すること等によりコーポレート・ガバナンス機能を強化・充実させつつ、当社グループの活動を一層加速させビジョンの実現や持続的な事業拡大を目指してまいります。

つきましては、当社定款について、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更をおこなうものであります。

(2) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第8条を新設するものであります。

(3) 取締役会の決議方法について明確化するため、変更案第25条を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月26日 (予定)

定款変更の効力発生日 2024年6月26日 (予定)

以 上



【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条<条文省略>	第1条～第3条<現行どおり>
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. <u>会計監査人</u>
第5条<条文省略>	第5条<現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第7条<条文省略>	第6条～第7条<現行どおり>
[新設]	<u>第8条 (単元未満株式についての権利)</u> <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条～第9条<条文省略>	第9条～第10条<現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第10条～第15条<条文省略>	第11条～第16条<現行どおり>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第16条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。	第17条 (員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。
[新設]	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>



<p>第17条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略> 3 <条文省略></p> <p>第18条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第19条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第20条<条文省略></p> <p>第21条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第18条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。ただし、<u>監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 <現行どおり> 3 <現行どおり></p> <p>第19条（任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条（<u>補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間</u>） <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第22条<現行どおり></p> <p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
--	---



<p><u>第 30 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>第 31 条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>第 32 条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>第 33 条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>[新設] [新設]</p>	<p>第 5 章 監査等委員会 <u>第 30 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第 31 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第 32 条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第 33 条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>



<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第 34 条～第 37 条<条文省略></p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第 34 条～第 37 条<現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 27 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2 第 27 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 33 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
---	---